

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	地域密着型介護老人福祉施設
介護老人保健施設	地域密着型通所介護事業所
通所介護事業所	短期入所生活介護事務所
認知症対応型通所介護事業所	特定施設入居者生活介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	通所リハビリテーション事業所
小規模多機能型居宅介護事務所	看護小規模多機能型居宅介護事務所

介護事業所 管理者 様

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて

「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、令和2年6月1日から、原則、全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施することとなったこと及び食品衛生責任者を選任することとなったことに加え、令和3年6月1日からは、営業許可の対象とならない業種の営業者については、施設の所在地を所管する都道府県知事等に営業の届出をしなければならない等の厚生労働省事務連絡がとどきましたのでお知らせします。

※営業の届出が可能となるのは、令和3年4月以降予定とのことです。

<問い合わせ先>

長崎市 生活衛生課 食品衛生1・2係 電話 095-829-1155

【発信者】

〒850-8685

長崎市桜町6番3号

長崎市福祉部 介護保険課

TEL:095-829-1163 fax:095-829-1250